

第26節の2 形態14-2

(網構成)

第112条の2 当社のISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第112条の3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表26.5のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第112条の4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。